



ゆうメール

差出人

一般社団法人
三重県トラック協会

5148515

津市栄町1丁目941

059-227-6767

物流革新2025-Ⅱ

2030年物流危機を回避するために

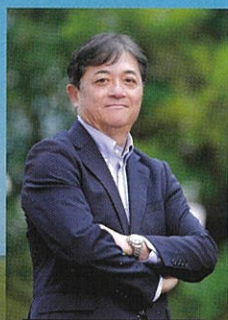
定員300名
参加無料

令和7年 9月11日(木) 14:00～16:30

三重県総合文化センター

男女共同参画棟1階 フレンテみえ多目的ホール

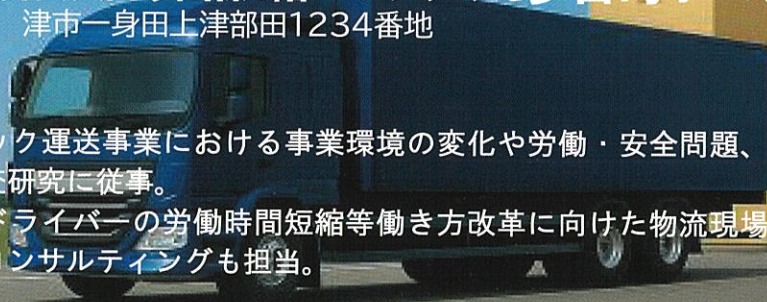
津市一身田上津部田1234番地



大島弘明 氏

主にトラック運送事業における事業環境の変化や労働・安全問題、物流効率対策等の調査研究に従事。

トラックドライバーの労働時間短縮等働き方改革に向けた物流現場改善のアドバイス・コンサルティングも担当。



14:00 開始、挨拶

14:10 説明会 (16:30 終了予定)

第1部 持続可能な物流の再構築に向けた法規制の改正 ～荷主を含めた全事業者もその対象に～

流通経済大学流通情報学部教授
株式会社NX総合研究所 顧問

大島 弘明 氏

第2部 トラック・物流Gメンの取組について ～取引環境の適正化に向けて～

国土交通省中部運輸局 トラック・物流Gメン

本年4月より「物流改正法」が施行され全ての荷主事業者・物流事業者に対し「物流の効率化」に取り組む事が努力義務となりました。

トラック運送事業者だけでは「2030年の物流危機」を解決することは困難であり、荷主企業様の理解協力が必要不可欠です。このセミナーでは国民の生活を維持するため、荷主事業者とトラック運送事業者双方が連携して、取り組むべき措置について分かりやすく説明をいたしますので、是非ご参加下さい。

●参加お申込み

二次元コードまたは裏面FAXで

お申込み二次元コード →

9月1日(月)までにお申し込み下さい

●お問い合わせ

〒514-8515 津市栄町1丁目941

一般社団法人 三重県トラック協会

TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095



主催:国土交通省三重運輸支局 一般社団法人三重県トラック協会 トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会

トラック・物流Gメンとは

トラック・物流Gメンは、取引環境や労働環境の改善を実現し、大幅な輸送能力不足に直面する2030年問題の解決を目指すため国土交通省が創設した専門部隊です。「プッシュ型(積極的)情報収集」の他、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者への「働きかけ」や「要請」等を行い、疑いが事実であれば、改善に向けた計画策定を指導します。

違反原因行為とは



恒常的に長い荷待ち時間

過労運転防止義務違反を招くおそれ

無理な到着時間の設定

最高速度違反を招くおそれ

過積載になるような依頼

過積載運行を招くおそれ

契約にない付帯業務・・・契約にない手作業での積込作業、ラベル貼り、検品の強要
 運賃・料金の不当な据置き・・・運賃、燃料サーチャージの価格交渉に応じない
 ドライバーの拘束時間超過・・・配車時刻までに荷揃えが終わってなくドライバーを待機させる
 異常気象時の運行指示・・・気象警報が出ているにもかかわらず運行指示をする

トラックGメンによる荷主等への是正指導

貨物自動車運送事業法付則第1条の2に基づき、荷主等への働きかけ等を実施

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

荷主が違反原因行為をしていることを
疑う相当な理由がある場合

要請してもなお改善
されない場合

働きかけ

要 請

勧告・公表

※ 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

●お願い・トラック輸送をご利用いただく側の企業様は、お取引のある運送事業者様にもお声かけ下さい。・トラック事業者様は、荷主企業様(発荷主様・着荷主様)をお誘いになり、一緒に参加いただけますと幸いです。

9/11 物流革新2025-II
2030年物流危機を回避するために

二次元コード または FAX **059-225-2095**
にて 9月1日(月)までに お申込み下さい

お申込み①

お申込み②

会社名

人数と
参加代表者

電話
FAX



*令和7年9月11日(木)14:00～ 三重県総合文化センター 多目的ホール